

基礎研 レポート

IASB による新たな保険契约会計基準 (IFRS 第17号)への反応と今後の課題 ー生命保険会社はどのような影響を受け、 どう対応していくことになるのかー

取締役 保険研究部 研究理事

年金総合リサーチセンター長

TEL: (03)3512-1777

中村 亮一

E-mail: nryoichi@nli-research.co.jp

1ーはじめに

IASB(International Accounting Standards Board:国際会計基準審議会)は、2017年5月18日に、保険契約のための新たな国際的な会計基準となる「IFRS 第17号『保険契約』」を公表した。

今回のレポートでは、この新たな会計基準の概要について報告するとともに、今回の公表を受けての関係団体の反応及び今後の影響や課題について報告する。IFRS 第17号の詳細な内容や論点項目等については、これまでの最終案に至るまでの検討段階において、多くのレポートが公表されてきているので、今回のレポートでは、これらについては触れずに、後者の報告を中心に行うこととする。

2ーIFRS 第17号の概要

この章では、IASB が公表した資料等に基づいて、IFRS 第17号の概要について報告する。

1 | IFRS 第17号の概要

IFRS 第17号は、IASB によれば「最初の真に国際的で包括的な保険会計基準」である。IFRS 第17号は現在幅広い実務を認めている暫定的な基準である IFRS 第4号に取って代わることになる。

IFRS 第17号は、全ての保険契約に整合的な会計であり、保険契約の負債やリスクや業績についての最新の情報を提供し、保険会社によって報告される財務情報における透明性を向上させる。

具体的には、IFRS 第17号では、保険負債を現在の履行価値で測定することを要求し、全ての保険契約に対してより均一な測定と表示アプローチを提供する。これらの要件は、保険契約に対する一貫性のあるプリンシプル・ベースの会計策定という目標を達成するように設計されている。

IFRS 第17号「保険契約」および関連解釈は、2021年1月1日以降に開始する期間に適用される。

なお、IFRS 第15号「顧客との契約から生じる収益」と IFRS 第9号「金融商品」²の両方を既に

¹ <http://www.ifrs.org/Alerts/PressRelease/Pages/iasb-finalises-fundamental-overhaul-of-insurance-accounting.aspx>

² IFRS 第9号「金融商品」については、2018年から適用されることになっているが、保険会社の場合、2021年第1四半期まで適用を延期することができる。

適用している場合には、早期適用が認められる。

2 | これまでの検討経緯

保険契約プロジェクトについては、1997 年 4 月に IASB の前身団体である IASC (International Accounting Standards Committee : 国際会計基準委員会) が開始した同等のプロジェクトを引き継いで、2001 年 9 月に IASB がプロジェクトを議題に追加することで、保険契約の会計処理が包括的に検討されてきた。IASB の目的は、保険契約の認識、測定、表示、開示要件に対応する共通の高品質な基準を策定することだった。

IASB は、2007 年にディスカッションペーパー「保険契約に関する予備的見解」を発行し、2010 年 7 月 30 日に公開草案「ED / 2010/8 保険契約」を公開した。その後の利害関係者とのラウンド・テーブル等での議論も踏まえて、2013 年 6 月 20 日に第 2 回目の公開草案「ED / 2013/7 保険契約」を公開した。

なお、IASB と米国の FASB (Financial Accounting Standards Board : 財務会計基準審議会) は、2008 年 10 月から保険契約の基準に関してのコンバージェンス作業を開始していたが、FASB は、2014 年 2 月に保険契約プロジェクトの範囲を縮小し、現行の米国会計基準 (US - GAAP) (の保険会計基準) を改善することを決定した。これにより、グローバルには、今後とも、少なくとも IASB と FASB の 2 つの保険契約に関する会計基準が並存していくことになった。

IASB は、単独での審議を進め、2016 年 2 月には審議を最終化した。2016 年夏に行われたフィールドテストの結果を踏まえて、2017 年 2 月に最後の修正案を作成し、今回の公表に至っている。

3 | IASB のプレス・リリースの内容

今回の IFRS 第 17 号に関する IASB のプレス・リリース¹は、以下の通りである。

これによれば、今回の基準については、「最初の真に国際的な IFRS 基準」であるとして、「投資家およびその他の者が保険会社のリスクエクスポージャー、収益性および財政状態をよりよく理解するのに役立つ。」としている。また、「IFRS 第 17 号は、全ての保険契約を一貫した方法で会計処理することを要求することで、IFRS 第 4 号によって生み出されている比較問題を解決し、投資家と保険会社の両方に利益をもたらす。」としている。

2017 年 5 月 18 日

IASB、保険会計の根本的な見直しを完了

国際会計基準審議会 (審議会) は、本日、IFRS 第 17 号「保険契約」を発行した。保険契約のためのこの最初の真に国際的な IFRS 基準は、投資家およびその他の者が保険会社のリスクエクスポージャー、収益性および財政状態をよりよく理解するのに役立つ。

IFRS 第 17 号は、2004 年に暫定基準として導入された IFRS 第 4 号に取って代わるものである。IFRS 第 4 号は、会社に、国家会計基準を用いた保険契約会計を実行する制度を与えてきた。結果として、投資家が他の類似会社の財務実績を比較して対比することが困難になっている。

金融安定理事会は、2015 年 9 月に、審議会が IFRS 第 4 号を新しい基準に置き換えるプロジェク

トを完成させることの重要性を指摘した。

IFRS 第 17 号は、全ての保険契約を一貫した方法で会計処理することを要求することで、IFRS 第 4 号によって生み出されている比較問題を解決し、投資家と保険会社の両方に利益をもたらす。保険義務は、過去の費用ではなく、現在の価値を使用して会計処理される。情報は定期的に更新され、財務諸表の利用者により役立つ情報を提供する。

IASB 会長の Hans Hoogervorst 氏は、以下のように述べた。

「保険業界は世界経済において重要な役割を果たしている。それゆえ、保険会社が財務的にどのように行動するかについての市場参加者への高品質な情報提供は、非常に重要である。IFRS 第 17 号は、現在の無数の会計アプローチを、投資家およびその他の者に比較可能かつ最新の情報を提供する単一のアプローチに置き換える。」

今日使用されている会計方法の範囲により、新しい基準の導入により、一部の国々では、他の国々よりも大きな変化が見られるであろう。

IFRS 第 17 号は、2021 年 1 月 1 日の発効日を有するが、会社は早期に適用することができる。

審議会は、現在メンバーを求めている移行リソースグループの設立を含め、基準を実施する人々を支援する。

IFRS 第 17 号は、実例と審議会の結論の根拠についての説明と併せて発表される。

基準に付属するその他の資料：

- ・効果分析 - 新基準の予想コストとメリットを詳細に説明する。
- ・プロジェクト要約 - 新しい保険契約基準を発展させるプロジェクトの概要を提供する。そして
- ・フィードバック声明 - プロジェクトの一環として実施された様々な協議に対して受け取ったフィードバックを要約している。

これらの資料は全て、IFRS 財団のウェブサイトの「IFRS 17 プロジェクトページ」からアクセスできる。

審議会はまた、本日「IFRS 第 17 号の IFRS Taxonomy Update」案をパブリック・コンサルテーションのために公表した。コメント締切りは 2017 年 9 月 18 日である。

4 | IASB による Fact Sheet

今回の IFRS 第 17 号について、IASB が公表した「Fact Sheet」のサマリーによれば、以下の通りとなっている。

- ① 今回の IFRS 第 17 号は、IFRS を適用している全ての管轄地域における全ての保険契約に対する 1 つの会計モデルである。
- ② IFRS 基準を適用している 450 の上場会社が影響を受け、これらの会社の総資産は 13 兆ドルとなる。
- ③ 新しい基準の強制適用は 2021 年 1 月 1 日からで、新しい要件を実行するために会社は 3.5 年の準備期間が与えられる。

- ④この基準により、より有益な透明性のある情報、収益性についてのよりよい情報が提供される。
- ⑤600 のコメントレーターを受けて、900 の会議、ラウンド・テーブル、ディスカッション・フォーラムを行った。

5 | IFRS 第 17 号の主要ポイント

ここでは、IFRS 第 17 号の主要ポイントについて、簡単に報告する。

(1) 保険負債の評価

この基準における保険負債の評価については、以下の方式で行われる。

(1-1) グルーピング

類似のリスクを有し、一緒に管理される契約からなる保険契約のポートフォリオを特定する。

保険契約の各ポートフォリオは、①当初の認識で不利な (onerous) 契約のグループ、②当初認識時に、その後不利になる可能性が全くない契約のグループ、③ポートフォリオ内の残りの契約のグループ、の最低 3 つのグループに分けられる。

(1-2) 測定

保険契約を、一般モデルか、保険料配分アプローチ (Premium allocation approach) ³ と呼ばれる簡易方式のいずれかで測定する。

(1-2-1) 当初認識時

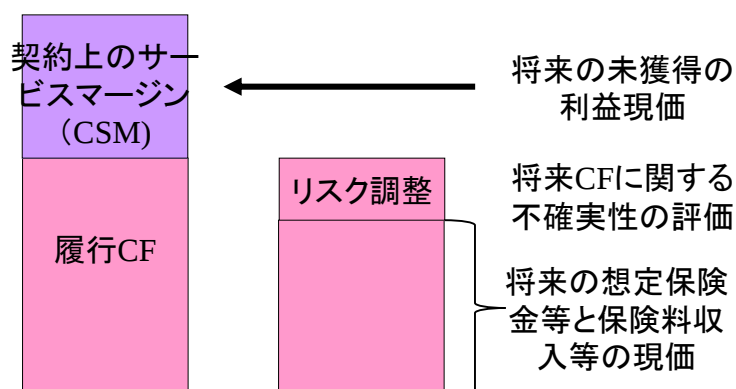
一般モデルは、当初認識時に、

(a) 以下で構成される履行キャッシュ・フロー (Fulfilment cash flows : FCF)

- (i) 将来のキャッシュ・フローの見積り
- (ii) 貨幣の時間価値及び将来のキャッシュ・フローに関連する財務リスクを反映するための調整
(財務リスクが将来キャッシュ・フローに含まれていない限りにおいて)
- (iii) 非財務リスクに対するリスク調整

(b) 契約上のサービスマージン (Contractual Service Margin : CSM)

の合計で測定する。



³ 保険料配分アプローチについては、1 年以下の短期契約に対して適用され、保障期間にわたって配分される保険料をベースに保険負債を評価する方法である。

ここにおいて、(i) 将来キャッシュ・フローの見積もりについては、

- (a) 将来のキャッシュ・フローの金額、時期、不確実性について、過度の費用や労力を費やすことなく利用可能な全ての合理的かつ支援可能な情報を、偏りのない方法で組み入れなければならない。これを行うために、企業は、可能な結果の全範囲の期待値（即ち、確率加重平均）を見積もらなければならない。
- (b) 関連する市場変数の見積りが、それらの変数の観察可能な市場価格と整合的であれば、企業の見通しを反映しなければならない。
- (c) 最新のものでなければならない—推定値は、将来についてのその日における前提を含む、測定日に存在する条件を反映するものとする。
- (d) 明示的でなければならない—企業は非財務リスクの調整を他の見積りとは別に見積もるものとする。また、企業は、最も適切な測定手法がこれらの見積りを結び付けない場合、金銭の時間価値および財務リスクの調整とは別にキャッシュ・フローを見積もるものとする。

(ii) 将来キャッシュ・フローの見積りに適用される割引率については、

- (a) 金銭の時間価値、キャッシュ・フローの特性、保険契約の流動性の特性を反映する。
- (b) タイミング、通貨および流動性の観点から、その特性が保険契約のものと一致するキャッシュ・フローを有する金融商品の観察可能な現在の市場価格（もしあれば）と一致する。そして
- (c) 観察可能な市場価格に影響を与えるが保険契約の将来キャッシュ・フローに影響を与えない要因の影響を除外する。

としている。即ち、保険契約負債の特性を反映し、流動性効果等を考慮することになるが、具体的な水準等は示されていない。

(iii) 非財務リスクの調整については、

企業は、非財務リスクに起因するキャッシュ・フローの金額および時期についての不確実性を負うべく企業が要求する代償を反映するために、将来キャッシュ・フローの現在価値の見積りを調整しなければならない。

としている。満たすべき要件は規定されているが、手法は特定されていない。

(1-2-2)事後測定時

その後の測定においては、各報告期間の終了時における保険契約のグループの帳簿価額は、残存保障の負債及び既発生請求の合計とする。残存保障の負債は、将来のサービスに関連する FCF とその日における当グループの CSM で構成される。既発生請求は、当日に当グループに割り当てられた過去のサービスに関連する FCF として測定される。

(2)財務実績報告書での認識と表示

企業は、損益及びその他包括利益計算書（以下において、「財務実績報告書（the statement of financial performance）」という）において認識された金額を、(a) 保険収益および保険サービス費用からなる保険サービス結果、(b) 保険財務収益または費用、に分解する。保有する再保険契約からの収入または費用は、発行された保険契約からの収入または費用とは別に表示する。

即ち、損益等は、保険サービスと投資という2つの主要な収益性ドライバーに区分して、表示する。

(2-1) 保険サービス結果

企業は、発行された保険契約のグループから生じる保険収益を損益に表示しなければならない。保険収益は、保険契約のグループから生じる保障とその他のサービスの提供を、それらの保険サービスと引き換えに得られることを企業が期待する対価を反映した金額で表示する。企業は、発生した保険金請求（投資要素の返済を除く）、その他の発生保険サービス費用およびその他の金額からなる保険契約のグループから生じる保険サービス費用を、損益に表示する。

即ち、損益に表示される保険収益および保険サービス費用においては、投資要素は除外される。

従って、保険契約に伴う収入の中で、預託金（deposits）は、保険料に計上されない。

(2-2) 保険財務収益または費用

保険財務収益または費用は、(a) 貨幣の時間価値の効果と貨幣の時間価値の変化、(b) 財務リスクの影響および財務リスクの変化、から構成されるが、特定の要件を満たす有配当契約については、別途に取り扱われる。

(2-3) 変動手数料アプローチ

「基礎となるアイテム（Underlying items）の構成価値変動について、変動手数料を控除した額を契約者に支払う義務がある保険契約」として表現される特定の要件を満たす有配当契約については、保険サービスと投資要素を一体として取り扱う「変動手数料アプローチ」が適用される。

(3) 保険負債の評価変動の表示

結果的に、保険負債の評価変動については、以下の通りに表示されることになる。

- ① リスク調整における実績変動と CSM 償却は、損益
- ② 将来のサービスにかかる期待 CF とリスク調整の変動は、CSM で調整
- ③ 市場変数(割引率等) から生じる変動については、損益と OCI（その他包括利益）に分解するか、全て損益とするかを選択

包括利益計算書(イメージ)

項目	20XX
保険契約収益	+XXX
当期の予定保険金等・事業費	+XXX
リスク調整の変化	+XXX
CSMの償却	+XXX
発生保険金等・事業費	▲XXX
保険引受損益	+XXX
投資収入	+XXX
保険負債利息	▲XXX
投資損益	+XXX
純損益	+XXX
金融資産損益(FVTOCI)	+XXX
割引率の変動	+XXX
包括利益	+XXX

(4)発効日及び経過措置

(4-1)発効日

IFRS 第 17 号「保険契約」および関連解釈は、2021 年 1 月 1 日以降に開始する期間に適用される。

なお、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」と IFRS 第 9 号「金融商品」⁴の両方を既に適用している場合には、早期適用が認められる。

(4-2)経過措置

企業は、実行不可能でない限り、当該基準を遡及的に適用しなければならない。遡及適用が不可能な場合、「修正遡及アプローチ」（過度なコストや労力を要しない範囲で入手可能な合理的で支持可能な情報に基づいて算出）もしくは「公正価値アプローチ」（移行日での保険契約の公正価値と履行 CF の差異として CSM 又は負債の損失要素を決定）を使用することができる。

なお、基準の初度適用以前に IFRS 第 9 号を適用している企業は、基準の初度適用日に、存在している事実と状況に基づいて、IFRS 第 9 号の下での金融資産を再指定、再分類することができる。

6 | IASB による実施に向けたサポート

IASB は、IFRS 第 17 号保険契約の適用を支援するために、通常の会計基準と同様の「結論の根拠 (Basis for Conclusions)」に加えて、「例証 (Illustrative Examples)」、さらには、特定の領域に焦点を当てて新しい基準を紹介するウェブキャスト等の「教育マニュアル (Educational material)」を準備している。さらに加えて、以下の枠組みを提供している。

(1) TRG(移行リソースグループ) の設立

IASB は、IFRS 第 17 号の履行を支援するために TRG (Transition Resource Group : 移行リソースグループ) を設立している。これは、新しい基準が、保険契約を発行している殆どの企業にとって、既存の実務の根本的な変更を求めることになり、従って、大変な努力が必要となることが予想されることによる。

TRG は、IFRS 第 17 号の新しい会計要件について、利害関係者からの質問を議論する。

TRG の目的は、以下のとおりである。

- ①実施に際して提起される質問の議論をフォローするために利害関係者に対してパブリックフォーラムを提供する。
- ②審議会がこれらの質問に対処するために何が必要かを決定するのを助けるために審議会に通知する。
可能な措置には、ウェビナー (Webinar) 等の支援資料の提供、ケーススタディおよび/または審議会または解釈委員会への参照が含まれる。

(2) IFRS 第 17 号の実施支援ページの設定

IASB は、さらに、IFRS 第 17 号の発行と併せて、IFRS 第 17 号の実施支援ページを設定⁵している。5 月 18 日に IFRS 第 17 号と併せて発行された資料に加えて、技術的な問い合わせおよび実施上

⁴ IFRS 第 9 号「金融商品」については、2018 年から適用されることになっているが、保険会社の場合、2021 年第 1 四半期まで適用を延期することができる。

⁵ <http://www.ifrs.org/Current-Projects/IASB-Projects/Insurance-Contracts/Pages/Implementation.aspx>

の問題に関する連絡先の詳細と提出情報も記載されている。IASB は、IFRS 第 17 号の全実施プロセスを通じて実施支援ページを利用可能にし、利用可能な追加情報を引き続き追加していく予定である、としている。

3—関係団体の反応

今回の IFRS 第 17 号の公表を受けての関係団体の反応は、以下の通りである。

保険業界の団体からは、「いくつかの重要な懸念が残されたままであり、これまでにない新しい要件が課されているが、これに対しての業界や市場の適切な評価ができていない。」とし、さらには、「実施のコスト及び労力は相当なものとなる。」とのコメントが出されている。

また、会計事務所やコンサルタント会社等もコメントを発表しているが、ここでは KPMG と Willis Towers Watson のプレス・リリースの一部を報告する。

1 | Insurance Europe (欧州保険協会)

Insurance Europe は、2017 年 5 月 18 日に、以下のプレス・リリース⁶を行っている。

これによれば、Insurance Europe は「ビジネスモデルの重要な側面、特に保険の長期的な性質とリスクのプーリングに対する基盤が十分に反映されていない懸念を表明した。IASB は、業界が提起した重要な問題の一部を認識したが、重要な懸念が残されたままである。」として、さらに「IFRS 第 17 号は非常に重要な変更を表しており、実施のコスト及び労力は相当なものとなるであろう。」と述べている。加えて、「新しい要件の重要な側面は最近開発されたばかりであり、最終的なテキストの主要部分はおそらくの保険会社にしか見られてこなかった。したがって、これまで業界が適切な評価を下すことはできなかった。」と述べている。

2017 年 5 月 18 日

IASB、保険契約会計の新たなグローバル基盤を発表

国際会計基準審議会（IASB）による保険契約に関する国際財務報告基準（IFRS 第 17 号）が本日発行されたことを受けて、Insurance Europe の副事務局長である Olav Jones 氏は次のようにコメントしている。

「Insurance Europe は、保険契約の現在の暫定 IFRS の置き換えの開発を支援する。IFRS 第 17 号の開発中、欧州の保険会社は IASB と緊密に協力し、ビジネスモデルの重要な側面、特に保険の長期的な性質とリスクのプーリングに対する基盤が十分に反映されていない懸念を表明した。IASB は、業界が提起した重要な問題の一部を認識したが、重要な懸念が残されたままである。」

「IFRS 第 17 号は非常に重要な変更を表しており、実施のコスト及び労力は相当なものとなるであろう。しかし、IASB レベルでの基準のテストと評価は非常に限られてきた。事実、新しい要件の重要な側面は最近開発されたばかりであり、最終的なテキストの主要部分はおそらくの保険会社にしか

⁶ <https://www.insuranceeurope.eu/sites/default/files/attachments/IASB%20releases%20a%20new%20global%20basis%20for%20insurance%20contracts%20accounting.pdf>

見られてこなかった。したがって、これまで業界が適切な評価を下すことはできなかった。我々は、この基準が欧州の保険会社に適していることを保証する必要がある、この目的のために、Insurance Europe は EU の承認プロセスに完全に関与していく。」

2 | ABI (Association of British Insurers: 英国保険会社協会)

ABI も、同じく 2017 年 5 月 18 日に、以下のプレス・リリース⁷を行っている。

これによれば、Insurance Europe と同様に、「限定された運用テストしか行われておらず、市場との適切なコミュニケーションをサポートするかどうかについては、いまだ評価されてきていない。いくつかの重要な要件が最近開発され、保険会社はこれまでに満たされていない懸念を伝えてきた。さらに、ソルベンシー II における業界の最近の経験が示すように、実施のコストと労力は大幅に増加する可能性がある。」と述べている。

2017 年 5 月 18 日

新しい会計基準 IFRS 第 17 号に関する ABI のコメント

ABI の規制ディレクターである Hugh Savill 氏は、国際会計基準審議会 (IASB) が今朝発表した新しい会計基準 IFRS 第 17 号「保険契約」について、次のようにコメントしている。

「IASB は、新しい会計基準 IFRS 第 17 号「保険契約」を公表した。これにより、保険会社が 2021 年からの財務結果をどのように報告するかが大きく変わることになる。しかしながら、限定された運用テストしか行われておらず、市場との適切なコミュニケーションをサポートするかどうかについては、いまだ評価されてきていない。いくつかの重要な要件が最近開発され、保険会社はこれまでに満たされていない懸念を伝えてきた。さらに、ソルベンシー II における業界の最近の経験が示すように、実施のコストと労力は大幅に増加する可能性がある。」

「将来に向けて、業界は、EU における IFRS 第 17 号の使用のための承認プロセスの中心となる、コスト便益/公的評価に従事していくことになる。EU を離脱すると、英国でも同様に堅実な承認プロセスが必要となる。」

3 | KPMG

KPMG は、以下のプレス・リリース⁸を行い、「新しい保険会計基準は、投資家やアナリストのための比較可能性を高める。」が、そのような利点は「セクターにいくつかの課題を提起すると予想される新しい基準を実施するという困難な作業を通じてのみ生まれる。それは多くの会社にとって厳しい仕事になるだろう。」と述べている。

⁷ <https://www.abi.org.uk/news/news-articles/2017/05/ifrs17-comment/>

⁸ <https://home.kpmg.com/xx/en/home/media/press-releases/2017/05/ifrs-17-brings-greater-comparability-for-investors-analysts-fs.html>

2017 年 5 月 18 日

新しい保険会計基準は、投資家やアナリストのための比較可能性を高める：KPMG（抜粋）

KPMG International によると、国際会計基準審議会（IASB）が発表した新しい保険契约会計基準は、投資家とアナリストのための比較可能性を高めるものである。

- ・期待される収益性についての透明性の向上
- ・保険会社の財務実績および株式のより大きなボラティリティの可能性
- ・大きな実施努力が必要

KPMG International は、保険契約の新しい待望の会計基準である IFRS 第 17 号の発行を歓迎する。この新しく包括的な会計モデルは、策定に 20 年かかり、保険業界における比較可能性の欠如に終わりを告げるものとなる。

2021 年 1 月 1 日に施行されるが、新しい基準は、何年もの議論、公開草案および議論の結果である。現行の会計実務が、異なる管轄地域の保険会社や他の業界の会社との財務状態や実績の十分な比較可能性を提供していないことは長い間認識されていたが、保険会計の複雑さと商品の多様性は、新しい基準に合意することが非常に挑戦的な仕事であることを意味していた。

KPMG の保険部門のグローバル・ヘッドであり、英国 KPMG のパートナーである Gary Reader 氏は、「私たちは新しい基準を歓迎し、長年の努力を経てこの重要なマイルストーンに達したことに對して IASB を祝福する。IFRS 第 17 号が提供する比較可能性の向上と透明性の向上は、アナリストや財務情報利用者にとって明らかな利益となるはずだ。」

「保険会社は初めて、国際的に同等の立場に置かれることになる。現在の保険会計の「ブラックボックス」を開くことになる。しかし、これらやその他の潜在的な利点は、セクターにいくつかの課題を提起すると予想される新しい基準を実施するという困難な作業を通じてのみ生まれる。それは多くの会社にとって厳しい仕事になるだろう。」

なお、KPMG は、同じプレス・リリースの中で、新しい基準の主要な効果として、例えば「引き受けと財務の結果を別々に表示することにより、利益の源泉と収益の質についての透明性が向上する。」等として、「利用者が保険会社の財務健全性についてより多くの洞察を得ることができる。」としている。加えて、「比較可能性の向上は、合併・買収活動を促進し、投資資本の競争を促進し、投資家の信頼を得るのに役立つ。」としている。

新しい基準の主要な効果

新しい基準は、財務諸表の利用者に全く新しい視点を与える。アナリストが国際的に企業を理解して比較する方法は変わる。新規および既契約の収益性に関する透明性の向上により、利用者は以前にも増して保険会社の財務健全性についてより多くの洞察を得ることができる。

- ・引き受けと財務の結果を別々に表示することにより、利益の源泉と収益の質についての透明性が向上する。

- ・保険料規模は、もはや投資要素として「トップライン」を推進するものではなく、受け取った現金は、もはや収益とはみなされない。
- ・オプションと保証の会計処理は、より一貫性があり、透明性が高くなる。

これらは、主要な保険会社の資本コストを削減する可能性を有している。比較可能性の向上は、合併・買収活動を促進し、投資資本の競争を促進し、投資家の信頼を得るのに役立つ。

同時に、他の多くの影響がある可能性がある。例えば、現在の市場割引率の使用による財務結果および持分の変動性がより大きくなる可能性がある。保険会社はまた、商品の設計や投資配分などの他の戦略的意思決定を再検討する必要がある。

4 | Willis Towers Watson

Willis Towers Watson は、以下のプレス・リリース⁹を行い、IFRS 第 17 号が「保険者と投資家にとって実施が大きな課題となる。」と警告した。「IFRS 第 17 号は、単なる会計の変更だけではなく、保険会社の事業に幅広くかつ重大な影響を及ぼすものである。」とし、「IFRS 第 17 号に基づく大きな変更は、投資家に、投資家が実際に投資に期待しているリターンとそれらの期待リターンに対するリスクを明確に把握させて、透明性を高めることになる。しかしながら、投資家が新しい情報を理解するまでには、しばらく時間がかかる。」と述べた。

さらに、保険会社にとっての最大の課題として、以下の 3 点を挙げた。

- ①解釈と判断：IFRS 第 17 号は、まさにプリンシプル・ベースであり、殆どの場合、規範的で詳細な規則に依拠するのではなく、契約や開示が基準の要件を遵守していることを確実にすることが保険者の責任であることを意味している。
- ②利益のボラティリティの取扱：提案されたハイブリッドモデルは、既存のモデル、特にロックインされた仮定に基づくモデルと比較してボラティリティを増加させる。
- ③利害関係者の期待の管理：IFRS 第 17 号が利益と資本に及ぼす影響、現行の GAAP や適用規制制度の下での報告との違いを説明するには、確固たるプロセス、個々の差異の鋭い把握と透明性のあるコミュニケーション戦略が必要となる。これは、配当支払い能力、経営陣の賞与、市場全体の業績指標に影響する可能性がある。

2017 年 5 月 18 日

新たなグローバルな基準である IFRS 第 17 号は、保険会計への急進的な変化を引き起こす

ロンドン、2017 年 5 月 18 日木曜日 - Willis Towers Watson は、国際会計基準審議会 (IASB) の IFRS 第 17 号の本日の発表に対応して、保険者と投資家にとって実施が大きな課題となると警告した。Willis Towers Watson によれば、待望の IFRS 第 17 号は、保険会社がどのように何を報告しなければならないのかを根本的に変えながら、現行の保険会計慣行への前例のない変化の波の到来を告げる

⁹ <https://www.willistowerswatson.com/en/press/2017/05/new-global-standard-IFRS-17-triggers-radical-change-to-insurance-accounting>

ことになる。

Willis Towers Watson のディレクターの Kamran Foroughi 氏は、次のように述べた。「IFRS 第 17 号は、単なる会計の変更だけではなく、保険会社の事業に幅広くかつ重大な影響を及ぼすものである。現在の基準である IFRS 第 4 号は各国において使用されている各国の GAAP アプローチを認めていたが、これは国毎や多国籍企業間での整合性がほとんどないことを意味していた。IFRS 第 17 号に基づく大きな変更は、投資家に、投資家が実際に投資に期待しているリターンとそれらの期待リターンに対するリスクを明確に把握させて、透明性を高めることになる。しかしながら、投資家が新しい情報を理解するまでには、しばらく時間がかかる。」

IASB の前任者が保険契約プロジェクトを開始してから 20 年後、新しい基準は IFRS 第 4 号を 2021 年 1 月 1 日以降の会計期間に置き換え、保険契約の世界初の会計基準として保険業界にとって大きなマイルストーンとなる。

「4 年は長い年月のように見えるかもしれないが、IFRS 第 17 号の新しい複雑さを適切に準備することは課題になる。」と Kamran Foroughi 氏は述べている。「新しい基準は、利益、株主持分、ボラティリティに加えて、準備金積立と財務報告プロセス、保険数理モデル、IT システム、および潜在的には経営層の報酬に影響を与えるため、保険会社は必要な作業を過小評価すべきではない。追加的な複雑さはまた投資家とのコミュニケーションに影響を与えることになる。」

Willis Towers Watson の分析によると、保険会社にとっての最大の課題のいくつかは次のとおりである。

- ・解釈と判断：IFRS 第 17 号は、まさにプリンシプル・ベースであり、殆どの場合、規範的で詳細な規則に依拠するのではなく、契約や開示が基準の要件を遵守していることを確実にすることが保険者の責任であることを意味している。
- ・利益のボラティリティの取扱：提案されたハイブリッドモデルは、既存のモデル、特にロックインされた仮定に基づくモデルと比較してボラティリティを増加させる。
- ・利害関係者の期待の管理：IFRS 第 17 号が利益と資本に及ぼす影響、現行の GAAP や適用規制制度の下での報告との違いを説明するには、確固たるプロセス、個々の差異の鋭い把握と透明性のあるコミュニケーション戦略が必要となる。これは、配当支払い能力、経営陣の賞与、市場全体の業績指標に影響する可能性がある。

4—IFRS 第 17 号による影響と課題

今回の IFRS 第 17 号による保険会社への影響については、IASB が幅広い分析等を行い、「Effects Analysis—describes the likely costs and benefits of IFRS 17」¹⁰という形で、今回の基準設定を行った機関としての立場からの考え方をベースにまとめている。

¹⁰ <http://www.ifrs.org/Current-Projects/IASB-Projects/Insurance-Contracts/Documents/2017/IFRS-17-Effects-Analysis.pdf>

ここでは、この報告書も参照しながら、個人的な意見を含めて、IFRS 第 17 号による影響や課題について考えてみる。

1 | 影響を受ける地域と会社

IASB によれば、現在、120 カ国以上で IFRS 基準が適用されており、欧州及びアジアの保険会社を中心に影響を受けることになる。これに対して、米国は US-GAAP によるため、直接的な影響は受けない。

なお、IASB は、規制当局ではないので、IFRS 第 17 号の採択については、各国の監督当局や会計基準設定主体等の判断に基づくことになる。

例えば、欧州各国については、まずは EFRAG (The European Financial Reporting Advisory Group : 欧州財務報告諮問グループ) が今回の IFRS 第 17 号を評価して、その適用の是非や必要な修正等を検討する。その後、パブリックコメントが行われ、欧州委員会への技術的アドバイスが行われていくことになる。これらを踏まえて、欧州委員会が会計規制委員会 (the Accounting Regulatory Committee) によって代表される加盟国に対して、この基準の承認についての勧告を行い、会計規制委員会が欧州議会とともに承認を行うというプロセスが行われていくことになる。

今回の IFRS 第 17 号に対する Insurance Europe のコメント等から判断すると、IFRS 第 17 号に対して何らかの対応が行われたり、適用時期が遅れる可能性も否定できないと想定されることになる。なお、EFRAG が 2017 年 5 月 18 日に公表した最新の承認ステータスレポート¹¹によると、IFRS 第 17 号のアドバイスについては 2018 年第 3 四半期が予定されている。

IFRS 基準適用の主要地域である欧州での対応方針は、他の国々の対応にも影響を与えることになるものと思われる。

新基準に基づく財務諸表等への影響については、現在どのような会計基準を採用しているのかに大きく影響してくる。従って、国毎や各国の中でも会社毎に異なってくる。例えば、新基準の下で、直近の仮定に基づく将来キャッシュ・フローの評価を行うことにより、資産と負債の経済的ミスマッチがより顕在化してくることが想定されることになる。

2 | 適用時期と会社の準備

新基準の強制適用は 2021 年 1 月 1 日からで、新しい要件を実行するために、会社は 3.5 年の準備期間が与えられることになっている。ただし、2021 年から適用する場合でも、前年度との比較を行うために、最低限 2020 年末の IFRS 第 17 号による勘定を作成する必要がある。

ソルベンシー II とは異なり、IFRS 第 17 号に基づく会計が、監督会計等で強制使用されるのであれば、その準備計画を管理・監督する規制当局は存在しないことになるため、基本的には適用に向けた準備は各保険会社ベースで行われていくことになる。

3 | システム開発等のコストと労力の負荷

IFRS 第 17 号を適用するためには、多大なシステム開発等のコストと労力が必要となる。

¹¹ <https://www.efrag.org/Assets/Download?assetUrl=%2Fsites%2Fwebpublishing%2FLists%2FPublic%20News%2FAttachments%2F106%2FEFRAG%20Endorsement%20Status%20Report%2018%20May%202017.pdf>

例えば、CSM を算出するためには、原則的な方式に基づけば、過去に引き受けられた契約について、契約時に遡って、各種のデータに基づく算出を行い、その後の動きを追跡していくことが求められるが、そのようなことが可能なシステムを有している会社は殆ど無いものと思われる。もちろん、初度適用においては、殆どの会社が既契約に関しての経過措置を適用する形になると思われるが、それでも、今後の契約等については、現行とは大きく異なる考え方を導入していくことになるため、多大な準備作業が必要となることが想定されることになる。

欧州の保険会社はソルベンシー II への対応のためにシステム開発等を中心に多大なコストと労力を費やしてきている。その意味では、欧州の保険会社は、こうした経済価値ベースのソルベンシー制度が導入されていない地域からの会社と比べて、一日の長があるとも考えられる。欧州の保険会社はソルベンシー II での考え方をできるだけ IFRS に利用することを検討しているようだが、それが認められるのかどうかについては、その内容にもよるが、現段階では不透明であると思われる。いずれにしても、IFRS 第 17 号の導入により、新たな概念や考え方が導入されてくることになることから、さらなる対応が求められてくることになる。

ソルベンシー II は特定の期末時点の状況を示す基準であるのに対して、IFRS 第 17 号は、ある時点から別の時点への保険負債等の変動から生じる損益の動きを説明するための基準でもある。ソルベンシー II が過去の実績の結果としての現在の財務諸表の数値に加えて、将来の見通しを反映した数値を利用していくのに対して、IFRS 第 17 号はさらに過去のデータの保存、追跡等も行う必要があることから、新たなデータやその分析が求められてくることになる。

従って、欧州の保険会社にとっても、IFRS 第 17 号への対応に、ソルベンシー II 以上のコストや労力が必要になってくるのではないかと、とも言われている。

4 | 各種の経済価値的評価の間の関係の説明の必要性

経済価値的な評価については、欧州の保険会社においては、既にソルベンシー II だけでなく、EV (Embedded value: エンベデッド・バリュー) 等の概念が導入されている。今後は、IFRS ベースの数値とこれらの数値との関係についての十分な説明が求められてくることになる。特に、利益水準や資本の管理等を何をベースに行うのか、それを対外的にどのように説明していくのか、これらの複数ベースの数値等に与える影響が異なる場合に、会社はどのような判断を行うのか、等について、経営判断が必要になり、そのことを対外的に説明していく責任を果たすことが求められてくることになる。

欧州ではソルベンシー II の導入により、ソルベンシー II が同様の情報を提供しているとの認識や保険会社の報告負担の軽減の観点から、2016 年決算においては、EV の報告を行う保険会社の数が減少していた。この背景には、資産運用事業や手数料事業のウェイトの拡大により、保険固有の指標である EV の位置付けが低下してきているという面もあるかもしれない。いずれにしても、IFRS 第 17 号の導入により、こうした傾向にさらに拍車がかかってくることになるかもしれない。

もちろん、それぞれの指標の持つ意味合いはそれぞれに異なっていることから、投資家等の立場からは、引き続きできる限り多くの指標が公開されていくことが望まれる、ということになる。ただし、保険会社の立場からは、IFRS 第 17 号の適用により、さらに報告業務が複雑化してくることから、これまでの報告数値を再編成していく必要性が高くなることになる。その意味で、今後は、IFRS による利益、ソルベンシー II による数値、EV 等の指標の位置付けを再検討し、投資家が本当に必要としている情報(配当支払能力等を測定するため

の現金や資本の形成に関する情報等)を効率的に提供していく方策が求められてくることになる。そして、こうした益々複雑化して理解の困難度が増してくると思われるこれらの数値の間の関係について、投資家等の理解を助けるために、充実した分析情報等の提供が求められてくることになるものと思われる。

5 | 会社毎の準備状況

先に述べたように、世界の保険会社の IFRS 第 17 号に対する準備状況は、会社毎に大きく異なっているものと思われる。欧州の保険会社は既に IFRS を適用しており、ソルベンシー II 等への対応も行ってきたことから、相対的に準備が進んでいるものと思われる。さらに、生命保険会社と損害保険会社の間でも状況が大きく異なっている。一般的に損害保険会社の方がグローバル化が進んでいて、IFRS 適用のニーズが高く、そのための準備も進められてきている。そして何よりも、今回の改訂においては、長期の保険契約の保険負債評価に対する新しいアプローチの導入が最も大きな影響を与える点であるため、生命保険会社に対して、その適用のためにより大きな準備を要求するものとなっている。

IASB は 2016 年に 12 の保険会社¹²とのフィールドテストを実施しているが、これには、AXA、Allianz、Prudential 等の欧州の大手保険グループに加えて、IFRS 適用国からの主要な保険会社が参加している。これらの会社は、IFRS 第 17 号に対する情報をより多く保有して、IASB との議論等を通じて、準備が進んでいる会社とも考えられているが、こうした会社においても、IFRS 第 17 号に向けては大変な準備が必要な状況になっているようである。

日本においては、そもそもの IFRS の適用状況が一般の事業会社においても他国ほど進んでいるわけではない。そうした中で、保険会社への新たな IFRS 第 17 号の適用の是非等についても、少なくとも表向きには十分な議論が行われてきているような状況にはないものと思われる。こうした状況下で、今回の IFRS 第 17 号に対して、今後日本の保険会社がどのように対応していくのかについては注目されるところとなる。特に、相互会社の場合、現時点の法令では IFRS の任意適用も想定されていないことから、これについてどのような見直しが行われていくのかは気になるところである。

こうした点を考慮すると、日本の保険会社が 2021 年から IFRS 第 17 号を適用していくためには、今後関係者による日本での適用に向けた相当の推進活動や取組みが必要になってくるものと推測される。

6 | IFRS 第 17 号に対する信頼性

そもそも、この IFRS 第 17 号が、今回公表された基準のままで、本当にうまくワークする形で適用されていくのか、と言う点について、おそらく確固たる自信をもって肯定できる関係者もそれほどいないのではないかと、と思われる。

まずは、先に述べたように、欧州において EFRAG がどのように対応していくのかが大きな焦点となってくる。こうした実際の適用に向けた検討等を通じて、今回の IFRS 第 17 号の完全な実施が、保険会社にとって、どれほどの実用性を有するものなのか、また、利用者にとっても、どれほど理解可能性や比較可能性を高めるものになっているのか、という点が改めて課題視されてくることになるかもしれない。

IASB は導入を支援するための TRG (Transition Resource Group : 移行リソースグループ) を設立

¹² AXA、Allianz、Prudential、HSBC、Old Mutual、AIA (香港)、AMP(豪州)、明治安田、中国人寿、三星 (韓国)、Great Western (加)、Itau (ブラジル)

しているが、もし、業界が基準の問題点を首尾よく主張していった場合には、TRG は基準の変更を指摘することができる。

従って、今後 IFRS 第 17 号がさらに変更される可能性もあることになる。こうした状況を勘案すると、保険会社の立場からは、現段階において、なかなか踏み込んだ形で、システム開発等によって、IFRS 第 17 号の完全な適用に注力していくことには躊躇するかもしれない。特に、日本のように、IFRS の適用が強制されていない場合には、そうした判断も十分に合理的なものと考えられることになるかもしれない。

一方で、現時点から段階的に準備を進めていかないと、仮に 2021 年からということでもなくとも、欧州各国が確実に IFRS 第 17 号を適用していくことになるのであれば、世界の流れに遅れないようにしていくことも求められてくることから、日本の保険会社としては難しい判断が必要になってくることになる。

仮に IFRS 第 17 号の適用に向けて準備を進めていくのであれば、ソルベンシー II に関係しての欧州の保険会社の教訓等を踏まえれば、いかに効率的に資金と人材を活用していくのかについて、そのプロジェクトの管理が極めて重要になってくるものと思われる。

7 | プリンシプル・ベースー解釈の幅の存在ー

IFRS 第 17 号は、プリンシプル・ベースの基準となっているため、実際の基準の適用にあたっては、各種の解釈に基づいて判断を行っていく必要がある。もちろん、IASB も、各国・各社間での取扱いが大きく異なっていないように、できる限り解釈の統一を図るべく、今後とも各種の検討が行われていくことになるものと思われる。ただし、ソルベンシー II と同様に、当面の実際の取扱いについては、特に各国の保険市場の状況等を反映して、必ずしも統一的なものにはならない形でスタートしていく可能性もかなりあるものと思われる。

特に、今回の IFRS 第 17 号の適用が、現行の会計基準からの極めて大きな変更を強いられるような地域等においては、その影響を緩和するための取扱い等が解釈の範囲内で認められていくことも考えられる。

IFRS 第 17 号の場合、ソルベンシー II とは異なり、適用に伴う影響を緩和するための各種の経過措置や監督当局による裁量の余地が（初度適用の場合を除けば）基準上は認められていないが、実質的には各国の現在の財務会計や監督会計との関係も考慮した上での対応が必要になってくることも考えられる。

いずれにしても、各保険会社の立場からは、自社の基準の解釈と判断に基づいて、いくつかの考えられる手法の中から、自社の状況等に照らし合わせて最も適切と考えられるものを選択していくこと、そしてその合理性を説明していくことが求められることになる。

8 | 各国の監督会計等との関係

IFRS 第 17 号は、あくまでも保険に関する GAAP 会計の統一を図ろうとするものである。そして、基本的には、上場企業の連結財務諸表が対象になっている。

EU の規制においても、EU 法が適用される規制市場に上場している企業の連結財務諸表に対しては、IFRS の適用を強制しているが、その他の非規制市場で取引される企業や非上場企業の連結財務諸表や単体財務諸表に対する適用会計基準については各国の判断に委ねられている。

現在の IFRS 第 4 号の下では、各国の GAAP 会計や監督会計に基づく保険会計が認められる形になっているため、そのことは各国の税制や配当支払能力の判定等の会社法の規制等との整合性が一定程度図られていて、各国の利害関係者にとっては、ある意味で理解されやすいものになっていると思われる。

ところが、IFRS 第 17 号が幅広く適用されることになっていくと、各国の財務会計と監督会計や税務会計等とは大きく切り離されていく形になり、各国内の会計と規制等の間の関係が理解され難いものになっていくことが考えられる。このことが投資家等の利用者にとどのように理解されるのかはよくわからない。連結と単体が異なる会計基準で作成されて、両者の概念が大きく異なってくる場合には、ローカルベースの投資家等の利用者にとってはますます保険会社の会計が複雑で理解し難いものとなり、保険会社とのコミュニケーションにも別の課題が発生してくることになるリスクも十分にあるものと思われる。こうした問題はもちろん、一般事業会社が IFRS を適用する場合にも既に発生しているものであるが、今回の保険契約に対する IFRS 第 17 号の適用は、これまで償却原価方式に基づく会計を採用してきた国々や保険会社にとっては極めて大きな変更となるため、両者の間の関係についての説明が重要になっていくことが考えられる。

即ち、会計やソルベンシー規制等のグローバルベースで統一された基準作成のために、ローカルベースでみた場合には一貫性や比較可能性が失われた複雑な制度体系を生み出す状況になっていくことが想定されることになる。

いずれにしても、世界各国の国内の保険会計基準の体系が、今回の IFRS 第 17 号の適用により、今後どのような形になっていくのか、何らかの見直しが行われるのか、あるいはあくまでも国内基準については現行同様に今後とも現行の会計基準を維持していくのか、については注目されることとなる。

9 | IFRS 第 17 号の中長期的な意味合いとその実現に向けての課題

以上、IFRS 第 17 号の導入に伴ういくつかの影響や課題を述べてきた。マイナス面ばかりを述べてきたが、もちろん中長期的にこれらの課題が解決されて、国際的に整合的な保険会計基準が構築されていけば、例えば、保険会社がグローバルな投資家の関心をより引き付ける形になって、保険業界や保険会社の発展に寄与していく形になることが期待されることになる。できるだけ早期にこの方向に進んでいくことが望まれることはいうまでもない。

ただし、専門家によるこれまでの会計基準設定に 20 年もかかったテーマである。まずは、今回の新たな保険会計基準が、世界の保険会計の関係者に幅広く受け入れられるものとなっていくことを着実に目指していく必要がある。そのためには、専門家ですら容易には理解しがたいと思われる新しい会計基準を、いかに利用者にわかりやすく説明していくのが、今後の当面の大きな課題となってくるものと思われる。

5—まとめ

今回の IFRS 第 17 号が、IASB が主張しているように、「IFRS を適用している全ての管轄地域における全ての保険契約に対する1つの会計モデルである。」であり、実際にその適用によって、「現行の IFRS 第 4 号に比べれば、各国の会社間の比較可能性が高まることになる。」というのは、その通りかもしれない。

ただし、それが世界の各国における保険会社が適用する統一された基準になっている、のかという点については、その解釈によって実際の取扱いが当面は異なってくることも想定されることから、今後注視していく必要があるものと思われる。

会社の規模やプロダクトミックス、各社の主力とする生命保険市場の特性等に応じて、各保険会社の状況

には幅広い多様性が存在しているため、先に述べたように、当面の基準の解釈には、多くの選択肢が存在し続けるようにも思われる。それが、ある意味で、20年の長きにわたって目指されてきた世界的に統一された保険会計基準の策定とその実際の適用が取りあえずはスムーズに進んでいくためには、必要不可欠なものと思われる。実際の統一については、今後時間をかけて段階的に目指していくべきものだと思う。

10年ほど前に、ASBJ(企業会計基準委員会)の委員をしていた時に、当時から保険契約会計については喧々諤々の議論が行われていた。当時、私自身は「世界各国の保険市場の多様性の現状を考えれば、世界的に統一された基準の策定には各種の課題があることから、その早期の実現は難しく、かなり時間がかかる。拙速に進めるのは適切でない。」ということ述べていた。これに対して、ある方から、「ジェット機が世界で自由自在に行き来している時代に、プロペラ機で移動している時代を想定しているようなものだ。」とのご意見をいただいた。

それから10年後の現在、IASBはやっと今回の成案を得る形になったが、基準のアプローチの考え方は当時とは随分と異なった形になっている。さらにはそのアプローチに対しても、欧州の保険業界団体から「適切な評価ができていない。」との指摘がされている。

個人的には10年、最初の議論のスタートからは20年かけて、やっこの水準に達したのかという印象である。ただし、IASBが本来的に目指している水準に到達するには、さらなる時間がかかるものと想定され、今後とも関係者の努力が求められてくることになるのだろう。そのこと自体は、関係者にとっては引き続き困難な課題を抱えることになることを意味しているが、一方で「保険契約会計基準は、いろいろな意味で、まだまだ中長期的に『ビジネスチャンス』を与えてくれる。」ということなのかもしれない。

今回のIFRS第17号については、仮に現在のIFRS適用国がそのまま適用することになったとしても、結局は最大の保険市場である米国の保険会社が引き続き米国会計基準に基づいている限りは、グローバル・ベースでの会計基準の統一という観点からは、達成感が感じられないのは止むを得ないと思われる。

日本市場においては米国生命保険会社の子会社のプレゼンスが欧州生命保険会社の子会社に比べて高く、日本の大手生命保険会社も欧州市場でのプレゼンスはあまりなく、米国市場でのプレゼンスが意味あるものとなっている。この点からも、日本の生命保険会社のIFRS第17号適用に向けた機運が今ひとつ盛り上がっていないように感じられるのは、私個人の間違った印象なのであろうか。

現在、米国においても、FASBが保険契約に関する会計基準の見直しを提案しているが、保険業界からの慎重な意見が多く、今後どのように展開していくのか、その動向が不透明な状況になっている。仮に、この見直しが原案通りに行われていけば、今回のIFRS第17号の考え方に若干は近くなるとも考えられるが、それでも基本的なアプローチ等が一致しているわけではないことから、比較可能性の観点からはとても十分なものとはいえないものとなる。

こうした日本の保険会社や日本の保険市場を巡る状況、米国での保険会計基準の検討状況、さらには先に述べた欧州でのIFRS第17号に対する適用方針の検討状況等を踏まえながら、日本の監督当局等が、今回のIFRS第17号の公表を受けて、日本の保険契約の会計基準をどのような方向に導いていこうとしているのか、という点については大変興味深いところである。

IFRS 第 17 号を巡る今後の動きについては、日本の保険業界関係者にとってのみならず、幅広く一般の市場関係者にとっても、関心の高い事項であると考えられることから、引き続き注視していくこととしたい。

以 上